

地御前小学校いじめ防止等に係る基本方針

令和 6年 4月 1日

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義

(1) いじめの定義及び態様

いじめについて、法第2条を踏まえ、次の通り定義するとともに、具体的ないじめの態様について示す。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童自らが心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの態様

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで対応することが必要である。

(2) いじめの構造

「いじめの構造」について、文部科学省は、生徒指導提要（平成22年3月）において、次のように示している。

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つのである。日本のいじめの多くが同じ学級の児童生徒同士で発生することを考えると、教室全体にいじめを容認しない雰囲気形成され、傍観者の中からいじめを抑止する「仲介者」が現われるような学級経営を行うことが望まれる。

(3) いじめの構造を踏まえた指導上の留意点

いじめの構造に基づいて、心身の苦痛を感じている児童の立場に立って考えること、加害者への指導はもちろん、観衆や傍観者への指導、仲裁者を育てる指導が重要であることを踏まえ、児童全体に「いじめは許されない」との認識を持たせ、学級集団等においていじめをなくしていこうとする雰囲気醸成することが大切である。

3 いじめの防止等に係る基本的な考え方

いじめの定義や、「いじめはどの子どもにも、どの学級にも起こりうる」という事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないように、次に示す四つの視点で、全教職員が協働して計画的、体系的、組織的にいじめ防止対策に取り組む必要がある。

(1) いじめの未然防止

「いじめは命に関わる重要な課題である」という認識の下、「いじめをしない」「いじめを許さない」、「いじめを自ら解決しようとする」児童を育成する取組を行い、教育活動全体を通じて、人と人が触れ合い、多様な体験を通して豊かな人間性を培う全人教育の充実に努めることが必要である。

(2) いじめの早期発見・早期対応

児童が発する小さなサインを見逃さないように努めるとともに、児童が相談したいという信頼関係を築いていく必要がある。

また、普段から個々の教職員が情報収集を行うことに加えて、定期的なアンケート調査や教育相談等を行うことにより、児童がいじめを訴えやすい環境を整え、日常的に些細な兆候を見逃さず、早い段階で的確に対応することが必要である。

(3) いじめへの対処

教職員が一人で抱え込むことなく、「いじめ防止対策委員会」に迅速に報告し、校長のリーダーシップの下、全教職員が児童を守りきるという立場に立ち、組織的な対応を行う必要がある。

また、学校だけでは十分な対応ができないと判断した場合は、速やかに教育委員会と連携し対応する必要がある。

(4) 学校・家庭・地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すためにも、家庭や地域との連携をより一層大切にし、地域の大人みんなで児童を見守るサポート体制を構築する必要がある。

4 いじめの防止等に関する学校が行うべき取組

ア 「地御前小学校いじめ防止等に係る基本方針」の策定

イ 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

「いじめ防止対策委員会」を設置し、教職員がチームで対応し多面的にアセスメントできる体制を整備することで、いじめ防止等のための対策を実効的に行う。

- ウ 教育相談体制及び生徒指導体制の構築
教育相談体制及び組織的に取組を行うための生徒指導体制の整備を行う。
- エ 年間活動計画の作成
学校いじめ基本方針に基づき、年間活動計画を作成する。
- オ 「いじめ防止対策委員会」の機能化
教職員がチームで対応し多面的にアセスメントできるよう「いじめ防止対策委員会」を中心とした体制を整備する。
- カ アンケート調査の効果的な実施及び活用
児童が書きやすい工夫や、過去に遡って指導に生かすことができるよう、アンケート調査を効果的に実施し、活用する。
- キ 関係機関との連携
いじめ防止等に関する対策が適切に行われるために、関係機関との連携を適切に行う。
- ク 児童及び保護者への啓発・広報
 - (i) いじめの防止等に関する教育活動や児童の主体的な活動について、児童及び保護者への啓発・広報を行う。
 - (ii) 学校と家庭が連携して児童を見守り育てるために、いじめ防止等に関する取組について保護者への啓発・広報を行う。
- ケ いじめ防止等に関する相談窓口の周知
児童・保護者等へいじめ相談窓口について周知する。
- コ いじめを認知した場合の具体的な対応プログラムの作成
いじめを認知した場合に、組織的に対応するため、対応の手順を示したプログラムを作成する。
- サ 「地御前小学校いじめ等に係る基本方針」の検証
「地御前小学校いじめ等に係る基本方針」は、取組の検証を年1回行う。

5 重大事態への対応

(1) 「重大事態」の定義（法第28条）

重大事態

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童が自殺を企図した場合等）
- 2 いじめにより在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）

※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対応

重大事態が発生した時は、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守る立場に立って事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同様の事態の再発を防ぐための調査を実施する。

調査を実施するに当たっては、調査の内容をいじめを受けた児童及びその保護者に対して提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明等の措置が必要である。（法

第28条第2項)

- ア 学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。(法第30条第1項)
- イ 学校は、「いじめ防止対策委員会」を母体にプロジェクトチームを設置し、教育委員会の指導の下、関係者への聞き取り調査、アンケート調査の実施その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための初期調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。(法第28条第1項)
- ウ 教育委員会は、市長に初期調査結果を報告するとともに、初期調査の結果に基づき、「廿日市市いじめ防止対策委員会」による調査を実施する。(法第28条第1項)
- エ 教育委員会は、市長に調査結果を報告するとともに、調査の結果を踏まえた措置等を行う。

平成26年3月26日策定